

(支部)

ただ今から、「2024 年度勤務労働条件に関する要求書」の申し入れを行ってまいりたい。

《要求書》

2023現業・公企統一闘争(第1次)は、6月15日を山場、翌16日を統一基準日とし、現在全国で取り組みがおこなわれています。また、長年の退職不補充や任用替えなど合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、2023現業・公企統一闘争においても、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ることを確認しました。そうした中、大阪市従業員労働組合は、「組合員の生活と権利を守ることとはもとより、市民福祉の向上と市民・住民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義に、大きく変貌する時代に対応すべく、市民に必要とされる公共サービスの確立を図る取り組みを進めるとともに、引き続き市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を提供していくため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」として16項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進しています。

支部はこれまで、この闘争と連動しながら支部一所属間での協議をおこない、快適な職場環境づくりや組合員の不安・不満の解消に繋げてきました。

近年、全国各地で想定を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域防災アクションプラン」を設定し、防災・減災対策を推進する一方で「市政改革プラン3.1」では、改革プラン終了以降の目標として、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えを示しています。

現在、新型コロナウイルス感染状況は落ち着きつつありますが、この間、組合員は厳しいコロナ禍にあっても、市民の生活を守るため、懸命に業務を遂行してきました。所属としてこうした職員の努力をしっかりと評価し、認識するべきです。

こうした状況においても、組合員は多様化・複雑化する市民ニーズに対して、現場の創意工夫・努力によって市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を提供しています。今後もより一層充実した、質の高い公共サービス提供を継続するためにも、これまで培ってきた技術・技能・知識・経験を継承していくことは必要不可欠であり、業務に必要な人員の確保へ向け、技能職員の採用凍結を解除し、継続した新規採用を強く求めるとともに、組合員が「働きがい・やりがい」を持って業務をおこなえる職場環境整備を図ることを求めます。

私たちは、組合員の勤務労働条件や労働安全衛生、被服の課題などについて、下記の項目を申し入れます。所属として、市民・住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためにも、各要求項目を真摯に受け止め、その実現に向けて誠意を持って対応するよう求めます。

「2024 年度勤務労働条件に関する要求書」要求項目

1. 自治・分権・参加を基本に、住民生活に欠かすことのできない公共サービスについては、直営を基

本としつつ、基礎自治体の責任を明確にし、公的役割を果たすこと。また、多発する自然災害への対応も含め市民の安全と安心を守るための必要な要員を確保すること。

2. 質の高い公共サービスを提供するため、研修体制の充実と組合員の持つ技術・技能・知識・経験を最大限生かせるよう、業務における権限の付与や裁量権の拡大をおこなうこと。
3. 多様化、複雑化する市民ニーズへ十分に対応ができる業務執行体制の確立・強化に向け、業務内容・業務量に応じた主任の配置をおこなうとともに、円滑な業務運営・人事管理をおこなえるよう、さらなる現業管理体制の充実・強化を図ること。
4. 市民サービスの充実と円滑な業務を遂行するため、組合員の勤務労働条件の改善について労使合意を基本に十分な交渉・協議をおこなうこと。
5. 経営形態の変更及び事務事業の見直し等によって、組合員の勤務労働条件の変更が想定される場合は早急に十分な説明をおこない、労使合意を基本に十分な交渉・協議をおこなうこと。
6. 業務執行体制の変更によって、組合員の勤務労働条件に影響が及ぶ場合は、労使合意を基本に十分な協議をおこなうこと。また、欠員補充は即補充を基本に完全補充すること。
7. 職員基本条例に基づく相対評価を廃止すること。また、人事考課制度については「公平・公正性、透明性、客観性、納得性」を確保し、人材育成を主眼として個々人の資質向上を図る制度とすること。
8. 育児・看護・介護休暇をはじめ、全ての休暇制度について取得しやすい職場環境整備を図るとともに、病気休職など長期にわたる欠員が生じる場合においては、必要な対応を図ること。
9. ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務運用の工夫や仕事に対する意識改革、時間外労働の縮減等をおこない、組合員一人ひとりが働きがい・やりがいを持てる職場環境改善をおこなうこと。
10. 定年延長及び、高齢期の雇用制度のあり方については、技能職員の業務実態を十分に踏まえ、65歳まで安心して働き続けられる職場環境を構築し、定年退職後、再就職を希望する全職員の雇用を確保するとともに、再任用制度の充実・改善をはかること。
11. 災害対策については、近年、大規模自然災害が多発していることから、大阪市地域防災アクションプランに基づいて所属マニュアルの点検・検証をおこなうこと。また、自然災害に即した災害マニュアルとなるよう再度整備をおこない、現場組合員の役割についても明確化をすること。

12. 安全衛生管理体制の拡充に向け、安全衛生委員会を定期的に開催し、安全衛生委員による定期的かつ多角的な視点で職場巡視をおこなうとともに、管理体制の質向上に向け現場段階から安全管理者・衛生管理者を新たに選任できるよう、有資格者の配置・拡充を図ること。
13. すべての労働災害・職業病を一掃するため、職種ごとの「安全管理マニュアル」を作成・拡充すること。また労働安全衛生法を順守し、現場実態に応じた研修の充実、必要な資格の取得・安全教育の受講をさせるなど労働災害防止措置を講じること。
14. 新型コロナウイルス感染防止については、感染症法に基づく分類が5類へと移行したことから、業務執行において制度に沿った対応を図ること。
15. 心の健康問題については、「心の健康づくり計画 第3次」に基づき、積極的・計画的な取り組みをおこなうこと。また、メンタル不調の要因の1つとして、人員不足に起因する労働強化なども見受けられることから、現業管理体制による支援・相談体制の充実と活用を図りながら、人員の確保も含めた職場環境の改善をおこなうこと。
16. 熱中症については、気温や湿度・日頃の体調管理が影響することから、日々の注意喚起・意識啓発をおこなうとともに、救命救急の観点から応急措置・救急措置への十分な対策・準備を講じること。
17. 作業服等の被服については、新規採用者・人事異動者への早急な貸与、消耗の激しい職種への安全確保と衛生面の考慮、サイズ変更の必要性などを鑑み、備蓄制度を充実させ、必要に応じて貸与年数の改善を図ること。また、保護具等についても、耐久年数の把握と破損等のチェックをし、計画的または必要に応じて貸与すること。
18. 労働安全衛生面の充実について、職場環境整備として、洗濯機、乾燥機、石鹸等の設置および施設場所の確保をすること。
19. 労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

(支部)

自治労は、2023現業・公企統一闘争において「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。

市従は、市民福祉の向上と市民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義とし、

大きく変貌する時代に対応すべく「市民に必要とされる公共サービスの確立を図る取り組みを進めるとともに、引き続き市民・利用者が求める質の高い公共サービスを提供していくため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」を目標に、16項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進している。

また、支部においても、これまで現業・公企統一闘争と連動しながら、本部－総務局間での協議を踏まえ、支部－所属間で独自課題の解決に向け交渉を行い、快適な職場環境づくりや組合員の不安や不満の解消に繋げてきた。

そうした中、「市政改革プラン」で、10年以上の技能労務職員の採用凍結により、職員の高齢化が進展し、災害時対応も含めた市民サービスの維持が困難になる状況を想定できたにもかかわらず、所属としての人員マネジメントに不信感を抱かざるを得ない。

また、「市政改革プラン3.1」では、改革プラン終了以降の目標として、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えが示されたが、所属として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた直営業務と必要な業務執行体制の考え方を示すべきであると考ええる。

さらには、経費の削減ありきではなく、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた市政運営をおこうことはもとより、近年多発する局地的豪雨や大規模自然災害に強い基礎自治体としての基盤強化をはかり、誰もが大阪市に住みたいと思う自治体となるよう、より一層「質の高い公共サービス」の提供が可能な直営業務と業務執行体制の構築をすべきである。

組合員はこの間の給与削減、採用凍結、退職・任用替え等による要員の補充が厳しい状況が続いてきたことから、災害時の対応に必要な人財確保への影響を危惧するものであり、なおさら、通常のある行政サービスの水準維持にも、困難な状況に陥りかねない状況である。同時に組合員は、限られた人員で質の高い公共サービスの提供に努めていることから、勤務労働条件にも多大な影響が及んでいる。結果として、各職場では、厳しい状況下で業務を遂行している事態であり、局として、そうした組合員の日々の努力をしっかりと受け止めるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の状況は、落ち着きつつあるものの、組合員は、公務労働者という立場をわきまえ、感染源とならないよう、不断の努力を重ねているからこそ、どの事業も市民サービスの低下を来すことなく運営が進められている。

あらゆる有事も踏まえ、今後もより一層充実した公共サービスを提供するためには、適正な要員配置、職場環境整備を図ることはもとより、今回申し入れた現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生、被服の課題等について、局として要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応するよう求めておく。

(局)

ただいま支部長より「令和6年度勤務労働条件に関する要求書」を、お受けした。

福祉局としては、厳しい財政状況の中でも、様々な市民ニーズに応えていくため、効率的・効果的な業務執行体制を構築していきたいと考えている。同時に働きやすい職場環境の整備についても重要であると認識している。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、各事業も通常業務として行っているところであるが、感染症自体が消滅したわけではないことから、引き続き、適宜必要な感染症対策を講じてまいりたい。

(支部長)

次に、支部として今年の課題について申し添えておく。

先にも述べたが、直営業務と業務執行体制についてであるが、技能労務職員の削減が前提としてではなく、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた直営業務と必要な業務執行体制の構築を行うよう求めておく。

その際には、勤務労働条件にも影響を及ぼしかねない事項も含まれることから、労働組合とも意見交換を行うよう要請しておく。

日々の組合員の奮闘は、市民の安全と安心、さらに安定した日常生活を守るためのものであり、局は使用者責任として、昼夜を問わずに懸命に働く組合員の努力をしっかりと受け止め、労働安全衛生面にも十分配慮した職場環境整備や、勤務労働条件の改善を図るよう求めておく。

(局)

本日、申し入れのあった各項目については、専ら本市の機関の判断と責任において処理する管理運営事項を除く交渉事項について、適宜交渉・協議を行ってまいりたい。

また、今後、申し入れの項目以外でも勤務労働条件など交渉の対象となる事項が生じた場合には、充分協議してまいりたい。

本日は、「令和6年度 勤務労働条件に関する要求書」の手交にかかる本交渉となるので、これをもって終了とさせていただきます。